

事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 27 日

各業所管官庁 御中

デジタル庁戦略・組織グループ広報戦略チーム
総務省自治行政局住民制度課

オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書の送付
に関する周知について（依頼）

平素よりマイナンバーカードの普及促進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和 4 年 7 月 26 日以降、9 月上旬にかけて、まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より、オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書（以下、「交付申請書」という。）が順次送付されます。交付申請書に記載している QR コードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるものとなっております。

また、最大 2 万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込にはマイナンバーカードが必要で、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は 9 月末までとなっております。

各府省におかれましては、既に所管業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得について要請を行っていただいているところですが、交付申請書の送付スケジュール及びマイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が 9 月末であること等を踏まえ、可能な限り速やかに今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請について周知いただきますようお願いいたします。また、所管業界団体等に対しても、会員事業者に対する周知について要請いただきますようお願いいたします。

なお、5 月 31 日付け依頼文「マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進並びに業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について」において、二次元バーコードを用いたオンライン申請に関する依頼内容を示しておりますが、本事務連絡で示したスケジュールが最新の情報となります。

また、本件に関する参考資料として、概要資料、マイナンバーカードリーフレット、マイナポイントリーフレットを添付いたしますので、所管業界団体等へ周知いただく際に、合わせて送付をお願いいたします。

<参考資料>

- ・参考資料 1 QRコード付き交付申請書送付に関する概要資料
- ・参考資料 2 マイナンバーカードリーフレット
- ・参考資料 3 マイナポイントリーフレット

※ QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

デジタル庁戦略・組織グループ

広報戦略チーム

櫻田・堂籠・浅賀

電話 03-6872-6450（直通）

総務省自治行政局住民制度課

マイナンバー制度支援室

田川・瀧口・水谷

電話 03-5253-5366（直通）